経済産業省

資料４－１

国家戦略技術領域の一気通貫支援に係る制度整備の方向性について（案）

2025年12月8日

イノベーション・環境局

１．　本資料の議論の位置付け

２．　制度整備の方向性

図：CSTI 第10回 基本計画専門調査会　資料３「重要技術領域検討ワーキンググループ 取りまとめ概要」（2025.11.27）より。

本資料の議論の位置づけ

- 内閣府の重要技術領域検討WGにおいて、国家戦略技術領域に対する一気通貫支援のイメージが提示された。今後、全政府的に取組を進めることが重要であり、**関係省庁が連携しながら、国家戦略技術領域を中心に、一気通貫支援に資する施策を積極的に講じていく**。

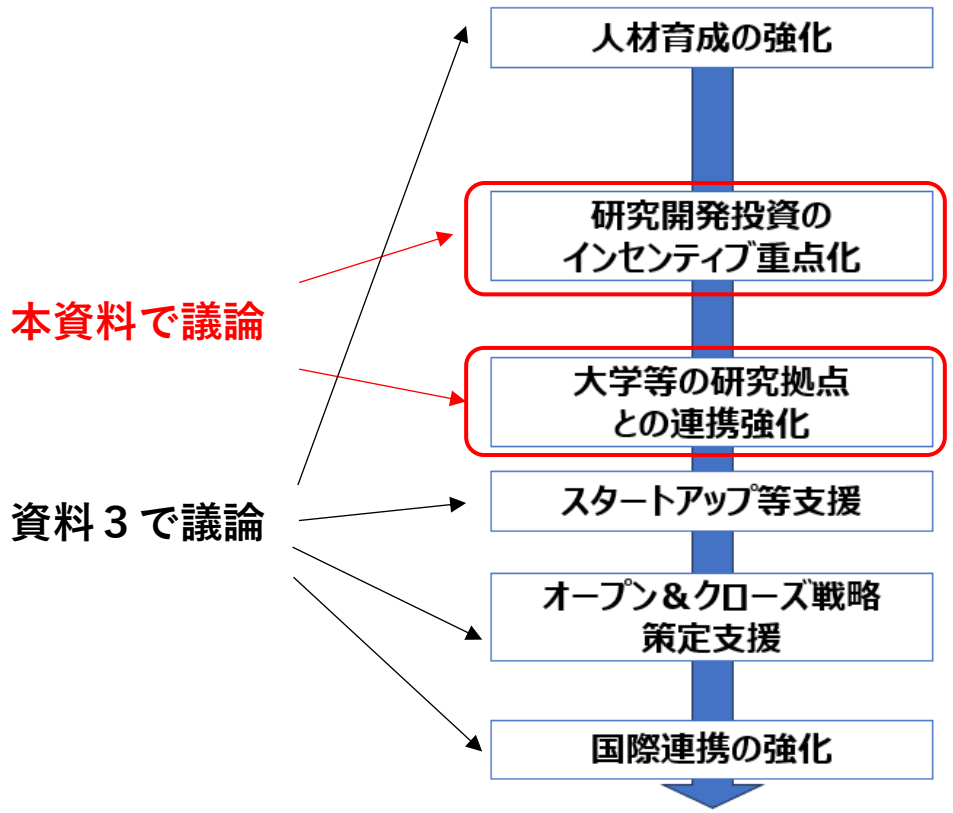

- トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、**産学官連携による若手研究者をはじめとした人材育成の強化**、**企業における博士人材の活用促進等**の推進。
- 先端科学技術分野における**国際頭脳循環の推進**を含めた**産業界・アカデミア双方での優秀な人材層の抜本的な充実・強化や研究開発力の飛躍的向上**の推進。

- 企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化の検討。
- **研究開発税制**において、研究開発一般を広く後押しすることの重要性も踏まえつつ、**戦略的に重要な技術領域に焦点を当て、民間投資を促進する措置を検討**。
- 革新的な技術に対する中長期的な民間投資を促すべく、民間企業にとって予見性が低い領域におけるこれまでの支援策や諸外国の支援策も参考に、**政府の中長期的なコミットを明確化**。

- **研究開発税制**における**戦略的に重要な技術領域に関する特定の大学等の研究拠点と民間企業との連携を中長期的な目線で深めていくためのインセンティブ施策**等の強化を検討。

- ディープテックスタートアップについて、**創業段階で必要となる研究開発や経営体制の強化から、事業化段階で必要となる設備投資等まで、一貫して支援**する仕組みを構築。

- 分野を特定し**政府のリードによる戦略的標準化活動の推進、標準化戦略策定から規格開発・活用まで一貫して進める体制の構築、国内外規制対応・認証基盤の充実等を通じた国内認証機関の強化**等。
- 重要技術領域に関する円滑な標準策定を支援。

- 人材育成を含めた一連の一気通貫支援の段階において、同盟国・同志国等との国際連携を強化。
- **国内プレイヤーの海外展開や輸出を推進**。

目次

１．　本資料の議論の位置付け

２．　制度整備の方向性

制度整備の方向性の全体像（案）

０．重点産業技術の指定・指針の策定

- **重点産業技術（仮称）を指定**し、**重点産業技術に関する研究開発の推進に関する指針（仮称）を定める**。

１．重点産業技術に関する研究開発計画の認定制度の創設

- 事業者は**重点産業技術に関する研究開発計画（重点研究開発計画（仮称））の認定**を受けることができることとする。

２．研究開発機関の認定制度の創設

- 研究開発機関（仮称）は、**重点産業技術について事業者と共同研究開発をするための体制を確保**していることの認定を受けることができることとし、**認定を受けた研究開発機関の公表**を行う。

３．重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置

- **重点研究開発計画の認定を受けた事業者に対して①～④**を、**認定を受けた研究開発機関に対して④**を措置。

  ①研究開発税制の見直し

  ②補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

  ③規制改革の円滑化

  ④独立行政法人の行う助言業務

- **政府資金による委託研究開発に係る特許権等**について、**重点産業技術に関する場合の利用を促進**。

1．重点産業技術に関する研究開発計画の認定制度の創設

- 事業者は**重点産業技術（仮称）に関する研究開発計画（重点研究開発計画（仮称））の認定**を受けることができることとし、**その研究開発を行う際の課題等に対応した措置**を講じてはどうか。

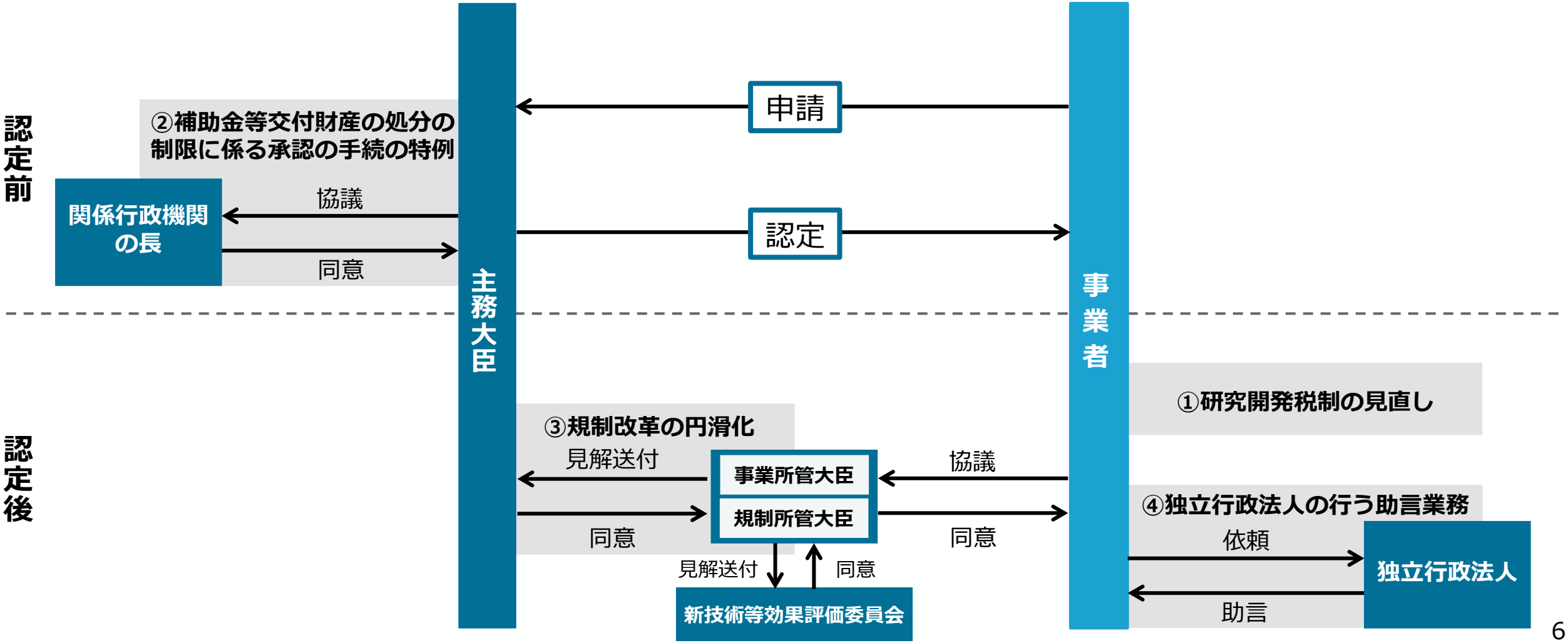

2．研究開発機関の認定制度の創設

- 研究開発機関（仮称）は、**重点産業技術（仮称）について事業者と共同研究開発をするための体制を確保**していることの認定を受けることができることとし、**認定を受けた研究開発機関の公表**を行うとともに、**事業者と共同研究開発をするための体制を強化するために必要な措置**を講じてはどうか。

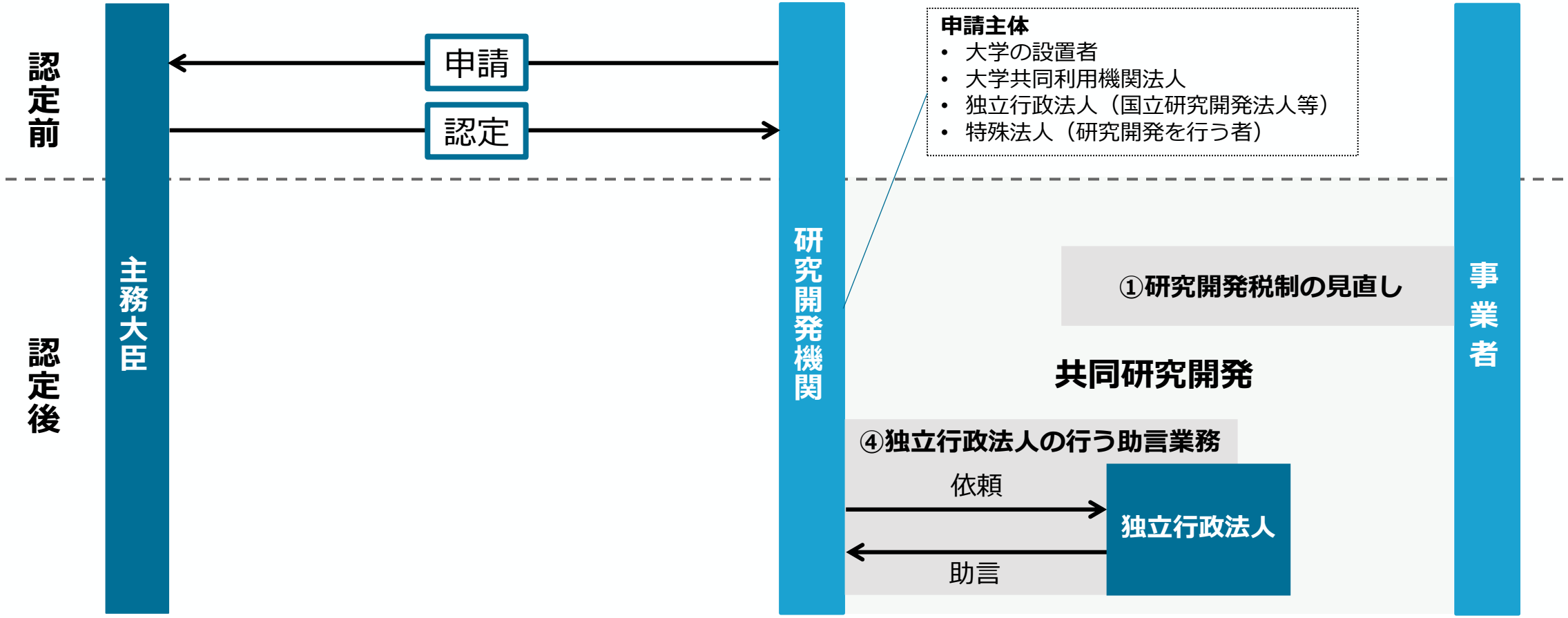

研究開発税制の拡充及び延長(所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- **科学に対する官民の投下資本が巨大化**し、**科学からビジネスに至るまでのスピードが加速**する「**科学とビジネスの近接化**」の時代が到来。**各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下。**
- また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化。
- このため、**戦略技術領域**に対する**研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備**等に必要な措置を要望。

現行制度

一般型

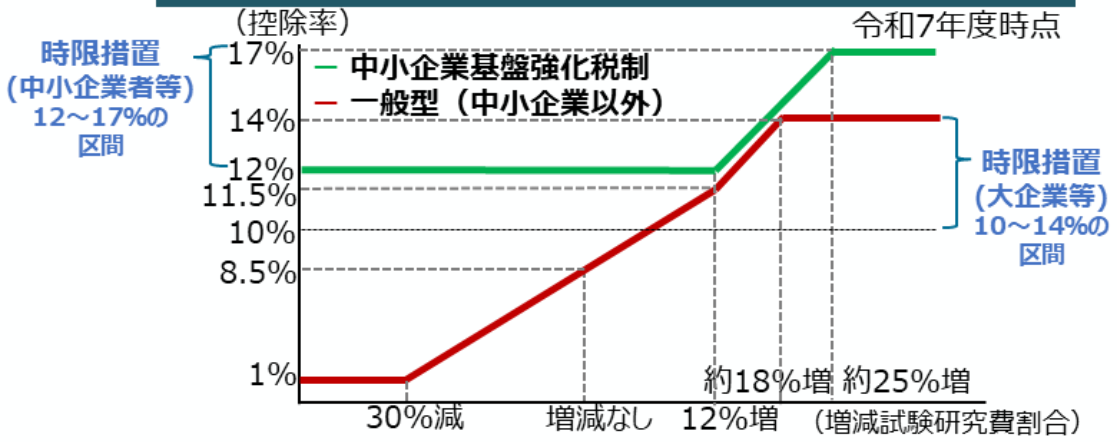

オープンイノベーション型

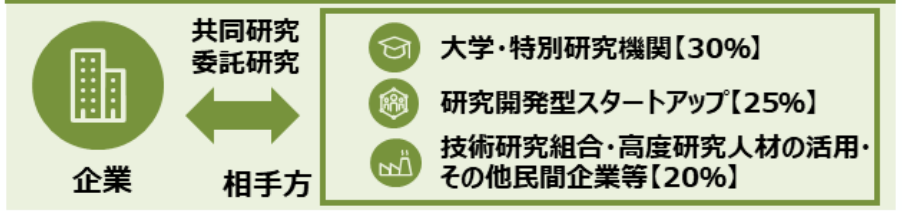

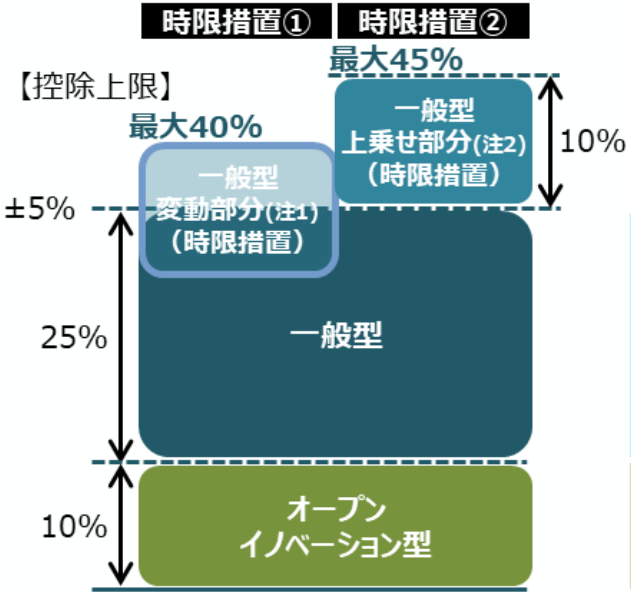

- 平均売上高試験研究費の割合が10%超
- 中小企業者等の試験研究費の増加割合が12%超

- 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合（大企業:1-14%、中小企業:12-17%）を法人税額から控除

- 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率（20-30%）で法人税額から控除

注1 研究開発投資の増減に応じた控除上限の変動措置
注2 売上に対する研究開発投資の割合が10%超の場合の上乗せ措置
※ 税額控除限度額（試験研究費の額×控除率）と控除上限を比較して**小さい金額**が控除額となる。
※ 設立10年以内等の要件を満たす**ベンチャー企業**の控除上限については、上記に**15%**上乗せ。

３．②補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

ー現行制度の概要ー

- **重点産業技術（仮称）に関する研究開発を行う際、高価な研究開発設備等の導入費用が負担となる場合がある**。
- この点、補助金等を活用して既に保有している設備について、各省各庁の長の承認を受けて重点産業技術に関する研究開発に転用することで、研究開発設備等の導入費用の負担の軽減を図ることが想定される。

ー制度的対応ー

- 重点研究開発計画（仮称）の認定申請時に**補助金等交付財産の活用に関する事項を任意で記載**することができるようにし、**重点研究開発計画の認定をもって各省各庁の長の承認を受けたものとみなす**ことで**申請負担を軽減**し、**遊休している研究開発設備の活用を促進**することを検討してはどうか。

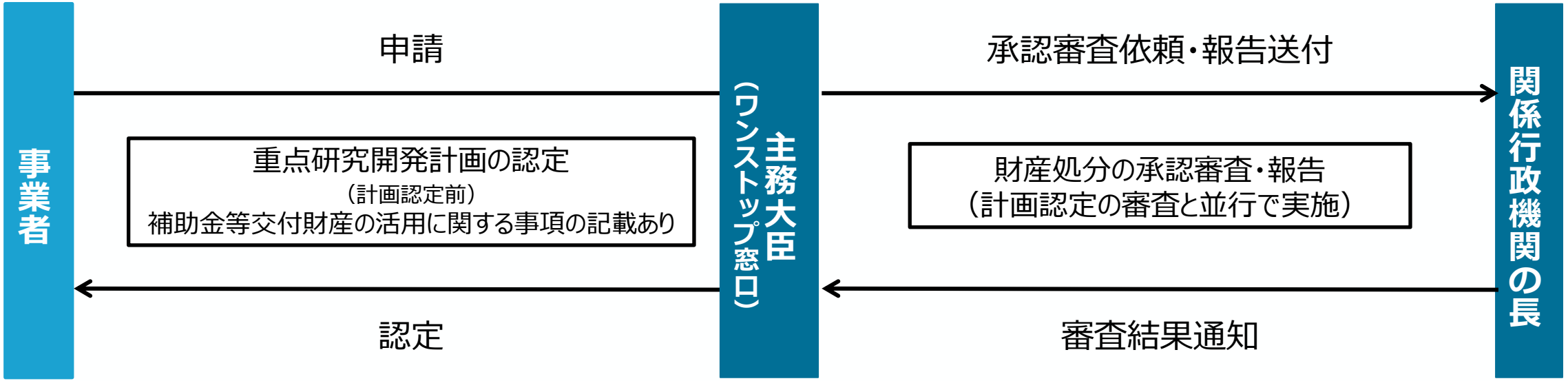

3．③規制改革の円滑化

ー現行制度の概要ー

- **規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）とは**、IoT、ブロックチェーン、ロボット等の新たな技術の実用化や、プラットフォーマー型ビジネス、シェアリングエコノミーなどの新たなビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合に、**新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向け、事業者の申請に基づき、主務大臣（事業所管大臣・規制所管大臣）の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しにつなげていく制度**。

事例

自動販売機によるラベルレスペットボトルの販売に関する実証

【申請事業者】日本コカ・コーラ株式会社[東京都渋谷区]

【実証内容】

特定の少人数しかアクセス出来ない自動販売機で、ラベルレスのナチュラルミネラルウォーターとラベル付きのナチュラルミネラルウォーター（通常製品）を無償提供。

【分析内容】

消費者が、ラベルレスペットボトルであっても、製品情報を自動販売機自体に掲示することにより、**食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に必要な情報を認識できているか**をアンケートによって確認等。

3．③規制改革の円滑化

ー制度的対応ー

- 重点研究開発計画（仮称）の認定を受けた事業者についても、重点研究開発計画に係る新技術等実証を実施するため、新技術等実証計画の認定の申請をすることが想定される。
- その際、**重点研究開発計画の認定・報告徴収を通じて得られた情報を活用**することで、**新技術等実証計画の認定の主務大臣（事業所管大臣・規制所管大臣）の判断材料を充実させる仕組み**を検討してはどうか。

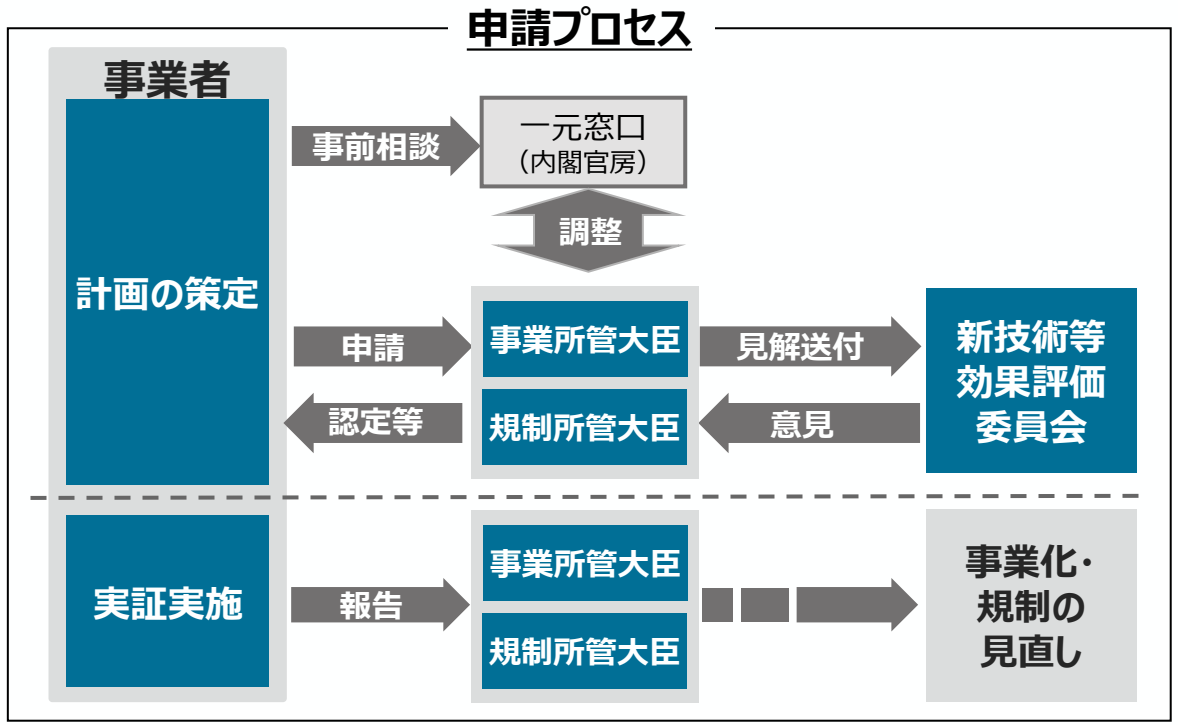

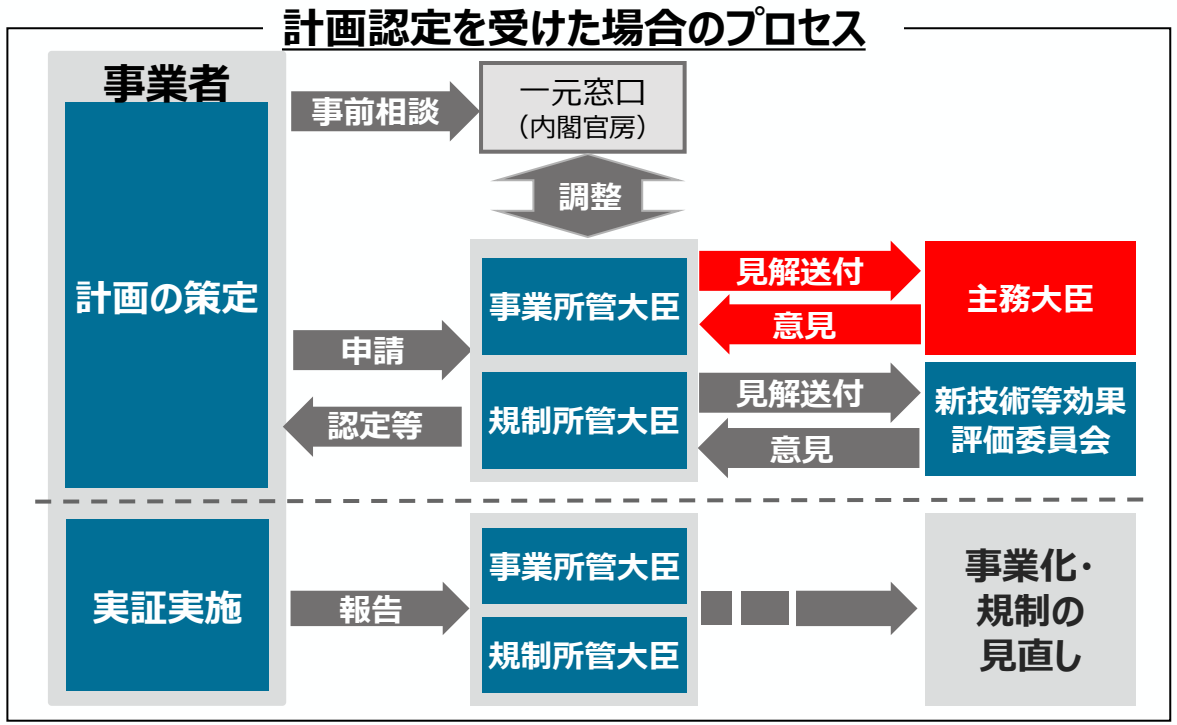

3．④独立行政法人の行う助言業務

―現行制度の概要―

- 重点産業技術（仮称）に関する研究開発の推進に当たっては、長年にわたり産業技術の研究開発の支援や事業化促進に携わってきた実績があり、その過程で直面する課題に関する**幅広い知見を有している独立行政法人の知見を活用することも有効**であると考えられる。

例：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

- エネルギー・地球環境問題の解決や日本の産業技術力の強化のため、委託事業や補助金などにより技術開発を支援する政府の機関。
- 2024年度の執行額は1兆4631億円（日本の独立行政法人の中で最大規模）。

出典：NEDO「NEDOのご案内」https://www.nedo.go.jp/content/800034236.pdf

―制度的対応―

- 重点研究開発計画（仮称）の認定を受けた事業者・認定を受けた研究開発機関（仮称）が**独立行政法人から助言を受けられるようにする**ことを検討してはどうか。

3．未利用特許等の活用

ー現行制度の概要ー

- 政府資金による委託研究開発から生じた特許権等は国に帰属していたところ、**政府資金による研究開発成果の普及を促進**するため、平成11年に**日本版バイ・ドール制度を創設**。
- 本制度では、法律で定める条件を受託者が約する場合に、政府資金を供与して行っている**委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属**させることができる。

バイ・ドール制度非適用の委託研究開発

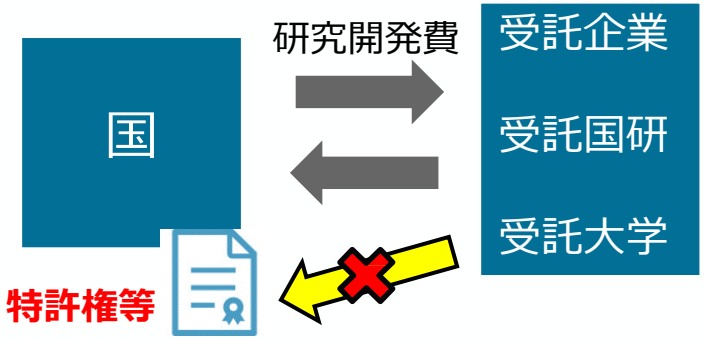

○受託者は特許権等で保護した技術等を独占不可
○受託者であっても国からライセンスを受けないと実施不可

バイ・ドール制度適用の委託研究開発

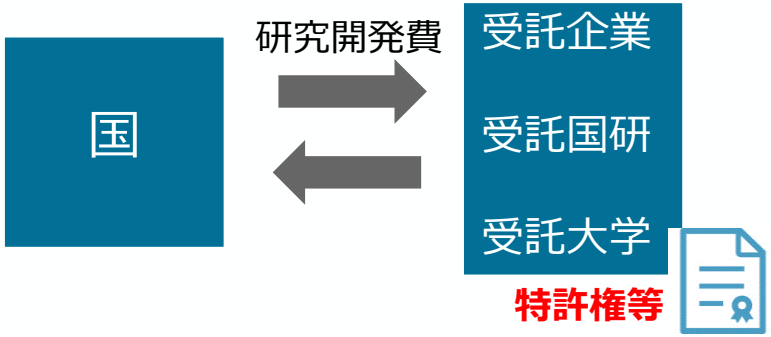

○受託者は特許権等で保護した技術等を独占実施可能
○受託者は他者に特許権等をライセンス可能

３．未利用特許等の活用

ー制度的対応ー

- 日本版バイ・ドール制度の適用により**受託者に帰属した特許権等**について、受託者がその特許権等を**正当な理由なく相当期間利用しておらず、国が特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める**場合に、**受託者は第三者へその特許権等の実施許諾**をしなければならない。
- 政府資金による委託研究開発に係る特許権等について、**重点産業技術（仮称）に関する場合は特に利用を促すことを検討してはどうか**。

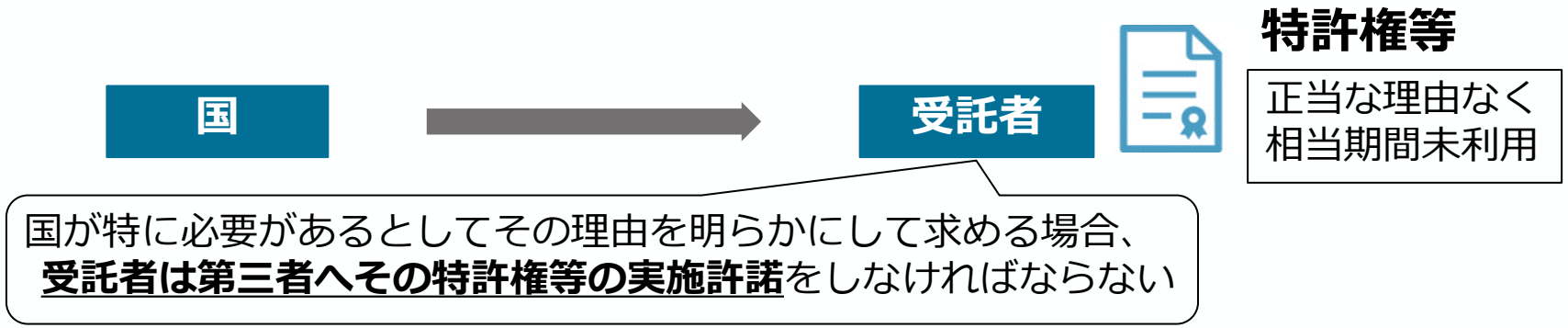

※法律で定める条件は、次のとおり（産技法第１７条第１項各号）
(1)研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること
(2)国が公共の利益のために必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合に、当該特許権等を無償で国に実施許諾すること
(3)当該特許権等を相当期間利用しておらず、そのことについて正当な理由がなく、国が特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合に、第三者に当該特許権等を実施許諾すること
(4)特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転にあたって、原則としてあらかじめ国の承認を受けること